

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす。
性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要。
- 性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まり。
- 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための取組が必要。また、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要。



性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」

〔令和2年度から4年度までの3年間〕

平成29年改正刑法附則に基づき事案の実態に即した対処を行うための施策の検討

性犯罪・性暴力の
特性を踏まえた取組

はしめに

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

方針の確実な実行

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

- ① 「性犯罪に関する刑事法検討会」（6月4日に第1回開催）において、幅広く意見を聴きながら、性犯罪に厳正かつ適切に対処できるよう、速やかに、かつ丁寧に、検討を進め、検討結果に基づいて、所要の措置を講じる。
- ② 児童や障害のある被害者からの聴取を含め、被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組について、更に検討し、適切に対処
- ③ 検察官等に対し、「フリーズ」と呼ばれる症状を含め、性犯罪に直面した被害者心理や、障害のある被害者の特性や対応につき、研修を実施

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

- ④ 刑事施設及び保護観察所における認知行動療法を活かした専門的プログラムの拡充を検討
- ⑤ 必要な体制ができた地方公共団体に対し、出所者に関する情報を含めた必要な情報提供ができることを明示
- ⑥ 仮釈放中の性犯罪者等へのG P S 機器の装着等について、諸外国の法制度等を把握した上で検討

被害申告・相談をしやすい環境の整備

- ⑦ 性犯罪に関する被害の届出がなされた場合の即時受理の徹底
 - ⑧ 捜査段階における二次的被害の防止（女性警察官の配置促進、警察官等に対する研修の充実）
 - ⑨ 性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（＃８１０３）の周知
 - ⑩ 緊急避妊等に要する費用や診療料・カウンセリング料の公費負担制度の適切な運用
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
 - ⑪ 全国共通短縮番号の導入、無料化の検討
 - ⑫ ワンストップ支援センターの広報周知、学校を通じた中高生への周知、地域の関係機関への周知
 - ⑬ S N S相談の通年実施の検討
 - ⑭ メール相談、オンライン面談、手話などの多様なコミュニケーション方法の確保や外国語通訳の活用等の推進
 - ⑮ 夜間休日コールセンターの設置検討、緊急時の都道府県の支援体制と連携
 - ⑯ 都道府県の実情に応じたワンストップ支援センター等の増設の検討を進め、施策を講じる。

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

- 地域における被害者支援の中核的組織として、ワンストップ支援センターの体制充実や連携強化
 - ⑰ 病院にセンターを設置することや、必ずつながることができる中核的病院との提携
 - ⑱ 都道府県、病院（医師、看護師等）、警察、弁護士、婦人相談所、児童相談所等地域の関係機関との連携強化。そのために、国レベルで検討の場を置き、令和２年度内に一定の結論を得て推進。
 - ⑲ センターにおいて、地域の関係機関連携を強化するコーディネーターの配置、常勤化及び事務職員の配置によるセンターの体制強化
 - ⑳ 相談員、行政職員、医療関係者、センター長やコーディネーターに対する研修の実施。基礎知識に関するオンライン研修教材の開発・提供
- ㉑ 中長期的な支援（トラウマに対応できる医師等専門職育成や、福祉部局等との連携、婦人保護施設における性暴力被害者に対する心理的ケアや自立支援、同伴児童への学習支援）
- ㉒ ワンストップ支援センターにおける医療費負担の軽減（都道府県外での被害への支援の扱いの整理）、監護者の精神的ケアも含めた検討等
- ㉓ 障害者や男性等の多様な被害者に対応できるよう、関係機関が協力して、ワンストップ支援センターにおける支援実態等の調査研究、研修の実施
- ㉔ 婦人保護事業の新たな法的枠組み等の検討の加速、地域連携強化による性犯罪・性暴力被害者支援の拡充、行政・民間団体の連携・協働による若年女性支援（夜間の見回り・声かけなどのアウトリーチ支援、居場所確保、自立支援等）

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進。性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが必要。
- ②⑤ **「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」**ことを教える教育をさらに推進。加えて、以下の取組を推進。
 - 幼児期・低学年 「水着で隠れる部分」は、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人に触らないことの指導
 - 高学年・中学校 SNS等で知り合った人に会うことなどの危険や被害に遭った場合の対応
 - 中学校・高校 いわゆる「デートDV」、性被害に遭った場合の相談先
 - 高校・大学 レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題や、被害に遭った場合の対応、相談窓口の周知
 - 障害のある児童生徒等について、個々の障害の特性や程度等を踏まえた適切な指導の実施
- ②⑥ 工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、手引書等を関係府省で早急に作成・改訂。文部科学省から教育委員会や高等教育機関等への周知。地域の実情に応じた段階的な教育の現場への取り入れ。教職員を含む関係者への研修の実施。
- ②⑦ 学校等で相談を受ける体制の強化。相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実。
- ②⑧ 大学等におけるセクハラや性暴力被害の相談窓口の整備や周知、担当者への研修の促進

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防（２）

- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分

※保育士への同様の対応を検討

- ②⑨ 懲戒免職（原則）や遺漏のない告発の実施の徹底に関する教育委員会への指導

- ③⑩ 教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく検討

- ③⑪ 「相手の同意のない性的行為をしてはならない」「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識の醸成が大切。令和２年の「女性に対する暴力をなくす運動」（11/12-25）において、「性暴力」をテーマとして、広報啓発を実施。

- ③⑫ 令和３年から、毎年４月を、若年層の性暴力被害予防のための月間とし、啓発を徹底。（AVJK問題の更なる啓発、レイプドラッグの問題など若年層の様々な性暴力の予防啓発。性暴力被害に関する相談先の周知。周りからの声掛けの必要性などの啓発。）

- ③⑬ 保護者等を対象に実施するインターネット上のマナー等の啓発時の性被害防止についての啓発

- ③⑭ SNS利用に起因する中高生などの子供の性被害を防止するため、SNS上の子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対する広報啓発を実施。

方針の確実な実行

- 本年７月を目的に、具体的な実施の方法や期限などの工程を作成。

- 毎年４月を目的に進捗状況や今後の取組についてフォローアップを実施。

- ③⑮ 性暴力の実態把握（若年層の性暴力被害の実態把握、ワンストップ支援センターにおける詳細な支援実態調査、被害者の性暴力被害の実態把握のための取組の検討）

性犯罪・性暴力対策の強化の方針

<実施工程（目標）>

※ 令和2年6月11日付けの「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」についての、令和2年7月時点での実施工程の目標を示すもの。実際の実施時期等については、今後の予算編成や関係機関との調整により修正があり得る。

はじめに

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。平成29年の刑法一部改正法附則第9条¹により、政府として、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることが求められていることを踏まえ、法務省において令和2年3月に性犯罪の実態に関する調査研究等の結果が取りまとめられた²ところであり、また、被害に遭われた方や支援団体等が声を上げ、熱心に活動に取り組むなど、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運が高まってきている。

性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題である。その根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があることを自覚し、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていく。本方針は、その第一歩として位置付けられるものであり、関係府省が連携して取り組む政策・施策の検討や実施の具体的な方針や時期を示すものである。

本方針の取りまとめに当たっては、専門家や支援に携わる現場の方々的心声を十分に聴くべきとの問題意識から、性犯罪・性暴力の被害当事者や被害者支援団体、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会委員からも意見³を伺った。本方針に定められた取組の強化の検討・実施に当たっても、引き続き、関係者や有識者の意見を伺いながら、また、性犯罪・性暴力の以下のような特性⁴を十分に踏まえつつ、速やかに進めていくものとする。

¹ 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）附則第9条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

² 性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書（令和2年3月）

³ 第105回女性に対する暴力に関する専門調査会（令和2年3月30日、書面審議）

⁴ 女性に対する暴力に関する専門調査会における意見、支援団体等からのヒアリング、「男女間における暴力に関する調査」報告書（平成30年3月内閣府男女共同参画局）、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書（令和元年度内閣府委託調査、令和2年3月公表）等を踏まえたもの。

- 性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いこと。レイプ被害者の半数程度がPTSDの症状を抱えるとも言われており、日常生活に深刻な影響を及ぼすこと。
- 被害者が勇気を出して相談しても、二次的被害が生じ、被害を誰にも話さなくなり、社会が被害の深刻さに気付かず、無知、誤解、偏見がそのまま温存されるといった悪循環に陥っている場合があること。
- 加害者の7～8割が顔見知りであるとの調査結果もあり、特に子供は、親、祖父母やきょうだい等の親族や、教師・コーチ、施設職員等、自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人からの被害を受けることや、被害が継続すること多いところ、このような相手からの被害や、継続的な性被害を受けている最中である場合には、被害を他人には言えない状況があること。
- 同じ加害者による類似の性犯罪・性暴力事案が何度も繰り返される例が少なくないこと。
- 障害者が被害を受けることが多い一方で、被害が潜在化しやすいという指摘があること。
- 男性やセクシュアルマイノリティが被害に遭った場合、被害を申告しにくい状況があること。

女性に対する暴力の根絶は、持続可能な開発目標（SDGs）の目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」のうち、ターゲット5.2に位置付けられているものであり、国際的な動向や諸外国の取組を幅広く把握するなど、国際的な連携も進めていく。また、性犯罪・性暴力被害者の支援の抜本的な強化は、「誰一人取り残さない社会」の実現のために不可欠な課題であり、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要である。

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対応

【法務省・関係省庁】

法務省では、性犯罪に係る事案の実態に即した対応を行うための刑事法の在り方を検討するため、被害当事者、被害者心理・被害者支援関係者、刑事法研究者、実務家で構成する「性犯罪に関する刑事法検討会」の第1回会議が令和2年6月4日に開催されたところである。法務省において取りまとめた「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」（令和2年3月）で指摘された意見⁵も踏まえつつ、幅広く意見を伺いながら、性犯罪に厳正かつ適切に対

⁵ 報告書では、ヒアリング等における指摘事項として、「刑事実体法に関する事項」については、暴行・脅迫要件

処できるよう、速やかに、かつ丁寧に、検討を進め、検討結果に基づいて、所要の措置を講じる。

刑事手続の運用の在り方に関しても、児童を被害者とする事案において従来から行っている代表者聴取（協同面接、いわゆる司法面接的手法を用いた事情聴取）の取組について、その対象を障害がある被害者にも拡大するなど、被害者に対する事情聴取の在り方をその供述の特性や心情等に配慮したものとする、捜査に関する適切な情報提供をすること、処分の理由等について性犯罪被害者の心情に配慮した丁寧な説明をすること、被害の実態や被害者の心情を酌んだ求刑を行うことといった指摘を受けている。既に関係機関においては、代表者聴取を含め、適切な運用に努めてきたところ、前記のような指摘があることなどを踏まえ、被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組について更に検討し、適切な対処を行う。

刑事司法に関わる検察官等について、平成29年の刑法一部改正法における附帯決議等を踏まえ、各種研修において、「フリーズ」と呼ばれる症状を含め、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての研修を実施する。

【工程】（法務省）

＜刑事法の在り方の検討＞

- ・令和2年度 「性犯罪に関する刑事法検討会」において検討
- ・令和3年度 検討結果に基づいて、所要の措置

＜刑事法の運用の在り方＞

- ・令和2～3年度 被害者の事情聴取の在り方等について、参考となる事例の把握・情報提供など、より一層適切なものとなるような取組を検討（可能なものから順次実施）
- ・令和3～4年度 引き続き参考となる事例の把握・情報提供などを続けるとともに、検討結果を踏まえ、適切に対処

＜検察官に対する研修の実施＞

- ・令和2年以降 経験年数に応じた研修において、検察官に対し、性犯罪に直面し

の撤廃・在り方、不同意性交罪の創設、地位・関係性利用類型の罪の創設・拡充、大量の飲酒や薬物の使用を明記するなど心神喪失・抗拒不能要件の明確化、障害者の特性に配慮した規定の創設、学校教職員等による生徒に対する犯罪など児童に対する性犯罪への対応、性交同意年齢の引上げ、男性やLGBTQの被害者への対応、配偶者間における性犯罪への対応、被害状況の撮影への対応などが、「刑事訴訟手続に関する事項」については、公訴時効制度の見直し、多機関連携による司法面接の実施・情報共有、司法面接の録音録画の証拠採用、障害がある被害者からの聴取における司法面接的手法の活用、起訴状における被害者の氏名秘匿制度の創設などが、「その他刑事手続の運用等に関する事項」については、早期の適切な証拠保全、捜査の初期における被害者への情報提供、被害者の心理等を踏まえた適切な事実認定、二次被害の防止のための配慮、保釈の判断の際の被害者の心情への配慮、適切な求刑、量刑などがそれぞれ記載されている。

た被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を継続して実施

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

【法務省】

（性犯罪者に実施しているプログラムの拡充）

刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している認知行動療法を活かした専門的プログラムの受講による再犯の抑止効果が確認されている⁶ことを踏まえ、プログラムの更なる拡充を検討する。

（出所者情報の把握等による新たな再犯防止対策の検討）

刑事施設において、地方公共団体の求めに応じて、子供を被害者とする性犯罪者に対する再犯防止施策を行うために必要な情報の提供を行っている事例があることを踏まえつつ、必要な体制ができた地方公共団体に対しては、出所者に関する情報を含め、必要な情報提供ができることを、法務省から地方公共団体に明示する。

また、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けること等について、2年程度を目途として、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を把握し、その結果も踏まえて所要の検討を行う。

【工程】（法務省）

＜性犯罪者に実施しているプログラムの拡充＞

- ・ 令和2年秋頃 性犯罪者に実施しているプログラムの更なる充実化の方向性等について、令和元年8月に設置した外部有識者を構成員とした検討会における議論を取りまとめ
- ・ 令和2年秋以降 検討会における議論の内容も踏まえつつ、より効果的なプログラムの実施に向けた内容・実施体制の具体的検討

＜新たな再犯防止対策の検討＞

- ・ 令和2年度内 出所者情報の提供が可能な場合等について整理し、地方公共団体に周知
- ・ 令和3年度予算において、諸外国の法制度・運用等に関する実情調査に要する経費を要求することを検討
- ・ 令和3年度末まで GPS機器の装着を義務付けること等について、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を調査・把握
- ・ 令和4年度 上記調査結果等を踏まえ、GPS機器の活用を含めた性犯罪者に対する新たな再犯防止対策について、所要の検討を実施

⁶ 「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果」及び「保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果」（いずれも令和2年3月法務省発表）参照。

被害申告・相談をしやすい環境の整備

（被害届の即時受理の徹底）

【警察庁】

性犯罪に関して被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することを更に徹底する。また、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないように、必要な指導を行う。

【工程】（警察庁）

- ・ 令和2年4～6月 各都道府県警察に対し、研修等において被害届の即時受理の徹底について教養を行うよう指示
- ・ 令和2年秋以降 各種会議において、被害届の即時受理の徹底を指示、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者に対する研修において教養を実施
- ・ 令和2年度中 各都道府県のワンストップ支援センターを訪問し、警察の対応等に関する意見交換等を行うとともに、必要に応じて各都道府県警察に対する指導を行う。
- ・ 令和3年度予算において、研修に必要な経費を要求することを検討
- ・ 令和3年度以降 警察庁における各種研修等の実施、各種会議等における指示、各都道府県警察における研修の実施、各都道府県のワンストップ支援センターとの継続的な意見交換及び各都道府県警察に対する指導等

（捜査段階における二次的被害の防止）

【警察庁】

各都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員として女性警察官等を指定し、被害者の精神的負担を緩和する。また、被害の申出がなされた際に、性犯罪被害に関する知見を有する警察官等が、被害者の心情に十分配慮した対応を取ることができるよう、警察官等を対象とした研修の充実等を図る。

【工程】（警察庁）

＜女性警察官の配置・性犯罪指定捜査員の指定＞

- ・ 令和2年秋以降 各種会議において、性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置促進・性犯罪指定捜査員への女性警察官の指定等を指示
- ・ 令和3年度以降 各都道府県警察に対する指導、各種会議等における指示、各都道府県警察における推進状況の調査（毎年度）

＜研修の充実＞

- ・令和２年６月 各都道府県警察に対し、性犯罪捜査に従事する警察官に対して研修を行うよう指示
- ・令和２年秋頃 警察庁において、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者に対する研修を実施
- ・令和２年度中 各都道府県警察において、被害者の心情に配慮した対応を取ることができるよう、警察官等を対象とした研修を実施
- ・令和３年度予算において、研修に必要な経費を要求することを検討
- ・令和３年度以降 警察庁における各種研修の実施、各都道府県警察における研修の実施

（警察における相談窓口の周知や支援の充実）

【警察庁】

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃８１０３（ハートさん）」については、国民への更なる周知を図る。このほか、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、必要な指導を行う。また、性犯罪被害者を含む犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料を公費で負担する制度の適切な運用を図るよう、必要な指導を行う。

【工程】（警察庁）

＜「＃８１０３（ハートさん）」の更なる周知＞

- ・令和２年度以降 「女性に対する暴力をなくす運動」とも連動させ、ポスター、インターネット広告等を活用し、更なる周知を実施
- ・令和３年度予算において、周知の実施に要する経費を引き続き要求することを検討。

＜緊急避妊等に要する経費に関する指導＞

- ・令和２年度以降 各種会議等を通じて、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対し、必要な指導を行う。
- ・令和３年度予算において、緊急避妊等に要する経費を引き続き要求することを検討

＜診療料又はカウンセリング料の公費負担制度の適切な運用＞

- ・令和２年度以降 各種会議等を通じて、公費負担制度の適切な運用がなされるよう、都道府県警察に対し、必要な指導を行う。
- ・令和３年度予算において、診療料又はカウンセリング料の公費負担制度に要する経費を引き続き要求することを検討

（被害者がワンストップ支援センターにつながるための体制の強化）

【内閣府】

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）は、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うために全ての都道府県に設置された組織であり、性暴力の被害者がワンストップ支援センターに速やかにつながる必要がある。

（１）ワンストップ支援センターの周知の徹底

全国共通の短縮番号によるナビダイヤルを令和２年１０月までに導入し、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、積極的に広報を展開する。ナビダイヤルについては、令和４年度での通話料無料化の実現を目指して、検討を進める。あわせて、中学生・高校生に対してワンストップ支援センターの存在を周知するため、教育委員会や知事部局と連携して、広報資料の配布を推進する。さらに、地域の多様な機関への周知徹底を図ることにより、当該機関に相談した被害者が、ワンストップ支援センターにつながるができるようにする。

【工程】（内閣府）

＜短縮番号の設定とワンストップ支援センターの周知＞

- ・令和２年１０月 短縮番号によるナビダイヤルの導入。関係機関に周知
- １１月 「女性に対する暴力をなくす運動」において広報（ポスター、HP等）

＜通話料無料化＞

- ・令和２年度以降 令和４年度における通話料無料化を検討

（２）多様な相談方法の提供

若年層が相談しやすくなるよう、SNS相談について令和３年度内からの通年実施に向けて、検討・準備を進める。現在、外出自粛や休校措置などにより子供がSNSに触れる機会が増え、性暴力や性被害につながるものが懸念されていることから、できるだけ早期に、前年度⁷より期間や体制を拡充して実施する。

あわせて、メール相談、オンライン面談、手話などの多様なコミュニケーション方法の確保や外国語通訳の活用など、障害者や外国人などの多様な相談者への対応を推進する。

【工程】（内閣府）

＜SNS相談＞

- ・令和２年度中 開始準備、相談員研修を経て、令和２年１０月からSNS相談を試行実施（令和３年１月頃まで）
- ・令和３年度予算において、SNS相談の令和３年度内からの通年実施に要する経費

⁷ 令和元年度は１２月１０日から２４日までの１５日間、４つの民間団体の協力を得て実施。

を要求することを検討

<多様な相談者への対応>

- ・令和3年度予算において、多様な相談方法の実施に要する経費を計上して要求することを検討

(3) 24時間・365日対応の推進

性犯罪・性暴力については、夜間の相談も多く、緊急対応も必要なことから、各ワンストップ支援センターの24時間・365日運営の実現は重要な課題であるが、人材面・財政面の課題も大きく、令和2年6月現在、20都道府県にとどまっている。都道府県のワンストップ支援センターの24時間365日化の取組を支援するとともに、全国どこでも、いつでも必要なときに被害について相談ができ、必要な支援が受けられるよう、国において、夜間休日に対応できるコールセンターの令和3年度中の設置に向けた検討・準備を進める。具体的には、①夜間休日対応のコールセンターの設置（平日昼間の8時間は地方公共団体のワンストップ支援センターで対応）、②相談員に専門性を持たせるための十分な研修の実施と必要な人員の確保、適切な処遇の提供を行うこと、③コールセンターとワンストップ支援センターとの連携体制を構築すること、④緊急時に速やかに都道府県の緊急対応体制と連携するとともに、各地域において同行支援などの対応ができるようにすることや、そのためにコールセンターにコーディネーターを配置すること、について検討する。

【工程】（内閣府）

- ・令和2年夏 地方公共団体やワンストップ支援センターに対し、「強化の方針」についての説明、意見交換
- ・令和2年夏以降 「ワンストップ支援センター強化検討会議」（仮称）において議論
- ・令和2年内 地方公共団体に、緊急対応体制の在り方を通知
- ・令和3年度予算において、コールセンター設置及び都道府県の緊急対応体制に必要な経費を計上して要求することを検討

(4) ワンストップ支援センターの増設の検討等

ワンストップ支援センターについては、平成30年10月に全都道府県への設置が行われたところであるが、各都道府県に1つのセンターでは、距離が遠いなどにより、必要な相談・支援を受けることができない場合がある。センターへのアクセスを容易にし、必要な支援につながるができるよう、各都道府県の実情に応じたワンストップ支援センター等の増設について検討を進め、施策を講じる。

【工程】（内閣府）

- ・令和2年夏 地方公共団体やワンストップ支援センターに対し、「強化の方針」についての説明、意見交換

- ・令和2年夏以降 「ワンストップ支援センター強化検討会議」（仮称）において議論
- ・令和3年度予算において、ワンストップ支援センターの増設等に要する経費を要求することを検討

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

（ワンストップ支援センターにおける支援の充実） 【内閣府・関係省庁】

ワンストップ支援センターについては、地域における被害者支援の中核的な組織として、支援状況等調査⁸の結果も踏まえつつ、抜本的な強化を図ることが必要であり、その体制の充実に加え、地域における関係機関との連携強化を推進する。

（1）病院など地域における関係機関との連携強化

【内閣府・警察庁・厚生労働省・関係省庁】

性犯罪・性暴力被害者支援において、病院（産婦人科、精神科等）との連携は重要であり、病院にセンターを設置することや、必ずつながることができる中核的病院との提携について、特に中長期的な関係の安定を見据えた公立病院や公的病院への設置や提携を含め、関係強化を図る⁹。

また、都道府県、病院（医師、看護師等）、警察、弁護士、ワンストップ支援センター、婦人相談所、婦人保護施設、児童相談所、福祉部局など、地域の関係機関が連携して、被害者のニーズに沿った支援を行うことが必要である。地域内連携に関する地方公共団体の好事例も参考にしながら、国レベルでの検討を行うための、関係省庁・関係機関の協議の場を設置し、令和2年夏以降議論を深め、年度内を目途に一定の結論を得て、「開設・運営の手引」の見直しを含めて、取組を進める。

さらに、ワンストップ支援センターが関係機関と連携しながら、医療的支援、法的支援、相談支援、同行支援、自立支援などを総合的に提供できるよう、地方公共団体担当部局による関係機関との調整を促進するとともに、ワンストップ支援センターへのコーディネーターの配置・常勤化やコーディネーター等を支える事務職員の配置を推進する。

【工程】（内閣府等）

- ・令和2年夏 地方公共団体やワンストップ支援センター関係機関に対し、「強化の方針」についての説明、意見交換
- ・令和2年夏以降 「ワンストップ支援センター強化検討会議」（仮称）において議論
- ・令和3年度予算において、病院への設置、ワンストップ支援センターの体制強化（コ

⁸ 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書（令和元年度内閣府委託調査、令和2年3月公表）

⁹ 産婦人科や精神科などにおける性暴力被害者診療は、丁寧な対応が必要であり、病院にとっても負担が大きいという現状を踏まえた対応の検討の必要性が指摘されている。

ーディネーターの配置・常勤化やコーディネーター等を支える事務職員の配置)に要する経費を要求することを検討

(2) 職員の研修の充実

【内閣府・関係省庁】

ワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関の対応能力の向上のための研修は不可欠である。国においても、相談員、行政職員、医療関係者に対する研修を継続するとともに、センター長やコーディネーターに対する研修も令和3年度からの新たな実施を検討するなど、ワンストップ支援センターの機能向上と全国ネットワーク化を図る。さらに、予算面の事情や代替要員の欠如等により研修に参加する機会の確保が困難な全国の相談員等のため、基礎知識についてオンラインで学ぶことができるよう、令和2年度からオンライン研修教材の開発・提供を進める。また、研修の質の向上のため、様々な相談事例や優良事例の把握を行うための調査研究事業を実施する。さらに、地域において関係機関と連携し、合同での研修を実施できるよう、支援の充実に努める。

【工程】(内閣府)

- ・令和2年9月以降 オンライン研修教材(ビデオ教材)製作を開始
- ・令和2年度内 性犯罪・性暴力被害者支援のためのオンライン研修教材を順次、ウェブ上に掲載
- ・令和3年度予算において、研修事業の拡充に要する経費を要求することを検討
- ・令和3年度以降 集合研修及びオンライン研修教材の製作を実施

【工程】(厚生労働省)

- ・令和3年2月 「PTSD対策専門研修」(精神保健医療福祉業務従事者等対象)の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催
- ・令和3年度以降 引き続き「PTSD対策専門研修」の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催

(中長期的な支援体制)

【内閣府・厚生労働省】

性犯罪・性暴力被害の影響は、トラウマとなることや、生活面も含め中長期にわたることもあり、これに対応する支援体制の構築が必要である。トラウマについては、精神科専門医等による適切な治療により回復できるものである一方で、専門性を備えた医師が不足しており、医師等の専門職の育成と適切な処遇についての検討を行う。また、中長期の支援に当たっては、生活面の包括的な支援が必要であることから、福祉・就労支援・学び直し等との連携が必要であり、福祉部局等における、性犯罪・性暴力被害者の特性についての理解や配慮を促すための研修等の取組を進める。また、婦人保護施設において、性暴力被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援、同伴児童への学習支援を推進する。

【工程】（内閣府）

- ・令和2年夏以降 「ワンストップ支援センター強化検討会議」（仮称）等において議論

【工程】（厚生労働省）

- ・令和2年度予算において、心理的ケアの体制強化を図るとともに、学習指導員の配置に要する経費を措置済み。令和3年度予算においても引き続き要求していく。
- ・令和3年2月 「PTSD対策専門研修」（精神保健医療福祉業務従事者等対象）の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催
- ・令和3年度以降 引き続き「PTSD対策専門研修」の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催

（被害者の医療費負担等の軽減）

【内閣府】

ワンストップ支援センターは、被害者の医療支援を行う一環として、医療費の負担軽減を行っているが、所在する都道府県外での被害への支援について取扱いが様々であり、負担軽減を受けられない場合が生じているため、令和2年中に医療費負担についての整理を行う。また、子供が性被害等を受けた場合、その監護者に対する精神的ケアが必要となることもあることから、監護者へのケアも含めるなど、医療費支援の対象について検討を行う。あわせて、中長期を含め、医療等に対する被害当事者の負担の更なる軽減について検討する。

【工程】（内閣府）

＜県外被害の取扱い＞

- ・令和2年夏以降 「ワンストップ支援センター強化検討会議」（仮称）において議論
- ・令和2年内 議論を取りまとめ、地方公共団体へ通知

＜監護者へのケアの医療費負担＞

- ・令和3年度予算において、監護者へのケアも含めた医療費負担等に要する経費を要求することを検討

＜被害当事者負担の更なる軽減＞

- ・令和3年度予算において、地方公共団体による支援の実施状況等を踏まえ、必要な経費を要求することを検討

（多様な被害者支援の充実）

【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

警察、検察、ワンストップ支援センターなどの関係者が、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、関係機関において協力しつつ、令和3年度から速やかにワンストップ支援センターにおける性暴力被害者に対する支援実態等に関する調査研究等を行うとともに、研修を実施する。

【工程】（内閣府）

- ・令和3年度予算において、ワンストップ支援センターにおける障害者、男性等の支援の状況についての事例調査・分析を行い、必要な取組や好事例について把握する経費を要求することを検討
- ・令和3年度 令和4年度にワンストップ支援センターにおける研修に障害者、男性等への配慮に関する内容を組み込むことを検討

【工程】（警察庁）

- ・令和2年度以降 障害者、男性等の性犯罪被害について適切な対応等を行えるよう、研修を実施

【工程】（法務省）

- ・令和2年度以降 地方検察庁に配置している犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員等を対象とした研修を継続して実施。また、経験年数に応じた研修において、検察官に対し、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を継続して実施

【工程】（厚生労働省）

- ・令和3年2月 「PTSD対策専門研修」（精神保健医療福祉業務従事者等対象）の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催
- ・令和3年度以降 引き続き「PTSD対策専門研修」の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催

また、婦人保護事業について、新たな法律的枠組み等についての検討を加速するとともに、ワンストップ支援センターにおける支援などの地域における取組との連携を強化し、性犯罪・性暴力被害者への支援を拡充する。さらに、若年女性を対象に、婦人相談所等の公的機関と民間支援団体とが密接に連携し、夜間の見回り・声かけなどのアウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応、自立支援等の支援を行う。

【工程】（厚生労働省）

- ・令和3年度予算において、「若年被害女性等支援モデル事業」の実施状況を踏まえ、モデル事業から本格実施に向けて検討

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、

傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である。そのためには、子供たちに、そして、社会に、①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）、のメッセージを、強力に発信し続けることが重要である。

（子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進）

【文部科学省】

性犯罪・性暴力の加害者には、低年齢児を含め、子供を狙っている者もいる。また、実の父親や義理の父親など、監護者や親族が加害者となる事例も多く、さらに、子供のうちはそれが性被害だと気が付かず、年齢を重ねていくうちに気が付き、被害後、時間が経過してから心理的に大きな傷を受ける場合がある。

本来、子供を性被害から守り、被害に遭った時に支えになるのは保護者や周囲の大人だが、家庭内に加害者がいる場合や、虐待などが生じている家庭もあり、親が子供に何をどのように教えればよいか分からない場合など、家庭がこの機能を十分に発揮できない場合もある。子供が性被害に遭い、その被害が継続することが、その後の学業や就労を含め、人生に多大な負の影響を与えていることを考えれば、性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが求められる。また、被害に遭ったとしても、学業が継続できることも重要である。

性暴力や性被害の予防や対処に関する教育については、諸外国における取組や、刑法の性交同意年齢が13歳であることとの関係を踏まえると不十分との指摘があることも踏まえ、その強化について速やかに具体的検討を進め、順次実行する。その際、教育現場に過重な負担がかからないよう、地方公共団体、教育委員会、学校、家庭、地域の専門家等、多様な主体が連携・協力して取組を進めることが重要である。

【工程】（文部科学省）

・後述の工程を参照のこと

（学校等における教育や啓発の内容の充実）

【文部科学省・内閣府・警察庁・関係省庁】

生命の尊さを学び生命を大切にすること、自分や相手、一人一人を尊重すること、をさらに推進する。加えて、今でも実際に被害に遭っている子供がいることから、有効な取組は直ちに進めるべきである。性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者等の理解を得ながら、取組を推進する。

具体的には、性暴力の加害者や被害者にならないよう、例えば、

- ・ 幼児期や小学校低学年で、被害に気付き予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を幼児児童に教える（例え

ば、水着で隠れる部分については、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人を触らないなど、発達を踏まえ、分かりやすく指導する等)。

- ・ 小学校や中学校で、不審者等に付いていかないなど、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う。
- ・ 小学校高学年や中学校で、SNS等で知り合った人に会うことや、自分の裸の写真を撮る・撮らせる・送る・送らせることによる犯罪被害を含む危険や、被害に遭った場合の対応などについて教える。
- ・ 中学校や高校で、いわゆる「デートDV」を教材として、親密な間柄でも、嫌なことは嫌と言う、相手が嫌と言うことはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。また、性被害に遭った場合の相談先（ワンストップ支援センター、警察等）についても周知する。
- ・ 高校や大学等入学時のオリエンテーションなどで、レイプドラッグの危険性や相手の酩酊状態に乗じた性的行為の問題、セクシュアルハラスメントなどを周知する。また、被害に遭った場合の対応（通報、証拠保全など）や相談窓口の周知も行う。
- ・ 障害のある児童生徒等について、個々の障害の特性や程度等を踏まえた適切な指導を行う。

工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、生徒間での対話や議論を深める形式やアクティブラーニングの手法も取り入れた手引書等を、有識者や関係者の知見を得ながら、関係府省において早急に作成・改訂するとともに、文部科学省から教育委員会や高等教育機関等に周知し、関係者の協力を得て、令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにする。また、教職員を含む関係者への研修を実施する。その際には、教職員の理解の助けとなるよう、具体的な過去の事件などを盛り込むことを検討する。

あわせて、子供たちの指導に役立つプログラムの開発・普及を通じ、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。また、民間の教材作成企業等にも必要に応じて協力を働き掛ける。

【工程】（文部科学省）

＜幼児期・小学校低学年＞

- ・ 令和2年度内 教職員等を対象とした研修会等で、「強化の方針」等を周知
- ・ 令和3年度 教材等を各種会議や研修等の場で周知

＜小学校・中学校＞

- ・ 令和2年秋頃 教職員等を対象とした研修会等で、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための注意点を周知
- ・ 令和3年度 各教育委員会・学校での防犯教室の実施を推進

＜小学校高学年・中学校＞

- ・令和2年夏以降 指導者セミナー等を通じて情報モラルに関する啓発資料等の学校での活用を促進

＜中学校・高校＞

- ・令和2年11月 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、ワンストップ支援センター等の相談先を教育委員会・学校等に周知

＜高校・大学＞

- ・令和3年春 教育委員会、大学等に対し、「若年層の性暴力被害予防のための月間」（仮称）における積極的な取組を依頼

＜障害のある児童生徒等＞

- ・令和2年10月以降 学習指導要領の趣旨等について、全国の特別支援教育関係者を対象とした会議等を通じて周知

＜教職員等への研修＞

- ・令和2年7月9日 各教育委員会が実施する教員研修の参考となるよう、「強化の方針」等を周知
- ・令和2年夏以降 教育委員会担当者向けの各種会議において、「強化の方針」等を周知
学校安全、生徒指導、教育相談等の研修において、性被害防止の観点を追加することを検討

＜性差別意識の解消＞

- ・令和2年度以降 性差別意識の解消に向けた教員研修プログラムを作成
- ・令和3年度予算において、小中学生及び保護者に対する性差別意識の解消プログラム等に必要な経費を要求することを検討中

【工程】（内閣府・文部科学省）

- ・令和2年9月頃 内閣府と文部科学省の共同により「生命の安全教育調査研究事業」を開始。年度内に有識者会議における検討、地方公共団体の好事例の把握、教材の検討、モデル教材の作成、手引書の作成・改訂等を行う。

【工程】（警察庁・文部科学省）

- ・令和3年春頃 警察庁と文部科学省の共同により、インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレットを作成予定

【工程】（厚生労働省）

- ・令和2年度中 内閣府と文部科学省の「生命の安全教育調査研究事業」におけ

る議論等を踏まえ、保育所における、生命の尊さを学び生命を大切に
する教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を推進するための具体的な教材作成等について検討

(学校等で相談を受ける体制の強化) 【文部科学省・厚生労働省・関係省庁】

児童生徒がSOSを出しやすくなるよう学校側で相談を受ける体制を強化するとともに、相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実を図る。

なお、その際、以下の点に留意するものとする。

- ・親による性的虐待や生徒間における性暴力など性犯罪・性暴力の状況により必要な対応に違いがあること。
- ・子供から話を聞いた時の初動対応が重要であり、必要に応じ、速やかに代表者聴取につなげるなど児童相談所、警察、検察等の関係機関との連携が有用であること。特に、学校での対応の中心となる教育委員会の担当者、学校の管理職、教諭、養護教諭等の関係教職員には、性被害の深刻さや加害生徒を含めた必要な対応について、それぞれに必要な研修を行うべきであること。
- ・対応や研修に当たっては、児童相談所、警察、ワンストップ支援センターなど性犯罪・性暴力に知見のある関係機関の協力を得ることが有効であること。この他、スクールカウンセラーや各教育委員会におかれている弁護士等の知見を活用することも考えられること。
- ・いわゆる非行や問題行動を起こしていると見られる子供について、その背景に虐待や性被害がある場合もあり、児童生徒の指導に当たっては、そのような点も留意すること。

また、大学等におけるセクシュアルハラスメントや性暴力被害の相談窓口の整備や周知、担当者への研修を促進する。

【工程】(文部科学省等)

＜相談体制の強化、研修＞

- ・令和2年度以降 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置促進
- ・令和2年7月9日 各教育委員会が実施する教員研修の参考となるよう、「強化の方針」等を周知
- ・令和2年夏以降 教職員を対象とした研修において、性被害相談対応の観点を追加することを検討

＜大学等の相談窓口の整備、周知、研修の促進＞

- ・令和2年6月12日 各大学が実施する大学職員を対象とした研修の参考となるよう、大学に「強化の方針」及び関連資料を周知

(わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分)

【文部科学省・厚生労働省・関係省庁】

児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員については原則として懲戒免職とする¹⁰ことや告発を遺漏なく行う¹¹ことを徹底するよう、改めて各教育委員会に指導する。また、過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者の教員免許状の管理等の在り方について、免許状失効から3年経過すれば再取得可能となっていることを含め、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。あわせて、保育士等についても同様の対応を検討する。さらに、わいせつ行為が行われないよう、必要な環境の整備を図る。

【工程】（文部科学省）

- ・令和2年夏以降 教員の懲戒処分等の状況を調査するとともに、児童生徒等に対してわいせつ行為を行った教員への厳正な処分の徹底について、毎年教育委員会に周知徹底を図るほか、各教育委員会の人事担当者が集まる会議や研修会等、機会をとらえて随時周知徹底を図る。また、これらの教員の教員免許状の管理等について、より厳しい在り方を実現すべく、早期の検討を進める。

【工程】（厚生労働省）

- ・令和2年夏以降 保育士等の対応は他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討

（社会全体への啓発）

【内閣府・警察庁・文部科学省・関係省庁】

「相手の同意のない性的行為をしてはならない」「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識を醸成することが大切であり、3年間の「集中強化期間」において、広報啓発活動を徹底的に強化する。

- ・令和2年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」（11/12-11/25）において、「性暴力」をテーマとして、全国的な広報・啓発活動を強化する。
- ・毎年入学・進学時期である4月に実施している「ＡＶ出演強要・『ＪＫビジネス』等被害防止月間」について、若年層の性被害に関するより広い問題を広報啓発するのに適した時期であることから、令和3年4月から、若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとし、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。具体的には、ＡＶ出演の強要やＪＫビジネスなどの問題の更なる啓発に加え、レイプドラッグの問題や相手の酩酊状態に乗じた性的行為の問題、セクシュアルハラスメント、痴漢など、若年層の様々な性暴力

¹⁰ 「平成30年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項について」（令和2年3月30日文部科学省初等中等教育局長通知）等により、文部科学省から教育委員会に対して累次の指導を行っている。また、懲戒免職の処分を受けた教員の免許状は失効することとされている（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号）。

¹¹ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項において「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定されている。

の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行う。さらに、大学等において、入学後のオリエンテーション等の機会に、相手の同意のない性的行為をしてはならないことや性暴力被害時の対応などに関する啓発の強化を促進する。

- ・ P T A や教育委員会等と連携し、保護者等を対象に実施するインターネット上のマナー等について啓発するシンポジウムを通じ、性被害防止についても積極的に啓発を行う。
- ・ S N S 利用に起因する中学生・高校生などの子供の性被害を防止するため、子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する形の広報啓発活動を推進する。

【工程】（内閣府）

- ・ 令和2年11月 「女性に対する暴力をなくす運動」を実施
- ・ 令和3年度予算において、必要な経費を要求することを検討
- ・ 令和3年4月 「若年層の性暴力被害予防のための月間」（仮称）の実施

【工程】（警察庁）

- ・ 令和2年1月以降 S N S 上の子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対する広報啓発活動を実施。今後も継続

【工程】（文部科学省）

- ・ 令和2年秋以降 保護者等を対象にインターネット上のマナー等について啓発するシンポジウムを実施

方針の確実な実行

【内閣府・関係省庁】

本方針については、各府省で具体的検討を進め、令和4年度末までの「集中強化期間」において、必要な制度改正や予算確保を通じて、施策の充実を図るとともに、性犯罪・性暴力に対応する現場において当該施策に係る取組を徹底する。地方公共団体や関係機関に対して、本方針を周知するとともに、その後の具体的取組についても周知を行う。

【工程】（内閣府等）

- ・ 令和2年6月11日 関係府省会議議長（男女共同参画担当大臣）名で、各都道府県知事に公文で通知。協力を依頼（男女共同参画担当、ワンストップ支援センター担当、DV担当に連絡）
- ・ 令和2年6月12日 警察庁関係局長連名で、各都道府県警察の長宛てに通達

文部科学省関係局長連名で、各都道府県教育委員会、国公立大学、国公立高等専門学校等に通知

厚生労働省子ども家庭局より、各都道府県婦人保護事業担当部局に周知

- ・令和2年6月16日 厚生労働省老健局高齢者支援課より、各都道府県高齢者保健福祉主管課に周知
- ・令和2年6月17日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課連名で、各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課室に周知
- ・令和2年6月26日 厚生労働省雇用環境・均等局 雇用機会均等課名で、都道府県労働局長に通知
- ・令和2年夏 地方公共団体に対し、「強化の方針」についての説明

また、本方針に記載した施策について、本年7月を目途に、可能な限り具体的な実施の方法や期限などの工程を作成する。本方針の内容を令和2年度中を目途に策定予定の第5次男女共同参画基本計画に反映させるとともに、当面、毎年4月を目途に、進捗状況や今後の取組についてフォローアップを行う。

実施やフォローアップに当たっては、被害者支援に携わる方々（支援団体やワンストップ支援センター等）からの意見を継続的に聴きながら、また、先行して様々な取組を行っている地方公共団体の取組も参考としていく。

さらに、性暴力被害の実態について把握するため、令和2年度に実施する「男女間における暴力に関する調査」に加え、大学生を含む若年層の性暴力被害の実態把握、ワンストップ支援センターにおける詳細な支援実態調査、既存調査を活用した障害者の性暴力被害の実態についての把握のための取組等を検討・実施する。

【工程】（内閣府）

- ・令和2年度内 男女間における暴力に関する調査を実施
- ・令和3年度予算において、若年層の性暴力被害の実態調査等必要な経費を要求することを検討
- ・令和3年度 令和4年度にワンストップ支援センターにおける詳細な支援実態調査等を実施することを検討